

発議第 3 号

食料自給率向上に向けた農政の抜本的転換を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

提出者	松伏町議会議員	平 野 千 穂
賛成者	松伏町議会議員	佐 藤 永 子
賛成者	松伏町議会議員	長谷川 真 也
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木 勉

松伏町議会議長 田 口 義 博 様

食料自給率向上に向けた農政の抜本的転換を求める意見書

日本の食料自給率はカロリーベースで約38%しかなく、これに種や飼料、肥料の自給率の低さを考慮すると、実質的には10%程度と言われている。さらに、昨今の地球規模の気候変動や戦争・紛争を背景とした世界的な食糧危機は、食料の6割以上を他国に依存する我が国の安全保障の脆弱性を浮き彫りにしていると言える。

農業生産においては、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足と耕作放棄地の拡大が確実に進行しており、一方、消費者側では、昨年来の米の市場価格の高騰は物価上昇率をはるかに上回り、家計の負担増となっている。

こうした中、我が国の農政を抜本的に転換し、農産物の国内生産を促進し、自給率を向上させ、食料を安定的に生産、供給することが求められている。

よって、次の事項を求める。

- 1 国内食料を増産し、食料自給率の目標値と目標達成に向けた計画を明らかにすること。
- 2 安定的な農業経営を確保するために、所得補償制度など有効な施策を確立すること。また、主食の米については、政府が価格と需給に責任を持ち、増産に転じること。
- 3 日本の農業と農地を守るためには、多様な農業経営体が必要であり、規模拡大や効率化を対象とした補助要件に加え、家族経営が主体の農業者も持続的な農業経営が可能となる仕組みづくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 3 月 1 9 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
総務大臣 林 芳 正 様
財務大臣 片 山 さつき 様
農林水産大臣 鈴 木 憲 和 様